

令和6年度 第1回 首里城復興推進本部会議

報告事項①

首里城復興推進本部会議及び 同ワーキンググループの設置要綱の一部改正



設置要綱の改正

組織改編により、下記のとおり設置要綱を改正する。

令和5年度

令和6年度

首里城復興 推進本部

首里城復興 ワーキンググループ

首里城復興 推進本部

首里城復興 ワーキンググループ

【体制】

知事
 両副知事
政策調整監
 知事公室長
 総務部長
 企画部長
子ども生活福祉部長
 農林水産部長
 商工労働部長
 文化観光スポーツ部長
 土木建築部長
 教育長

【体制】

(主) 土木建築部参事
 (首里城復興担当)
 (副) 首里城復興課長
女性力・平和推進課長
 その他関係各課
 庶務：首里城復興課

【体制】

知事
 両副知事
 知事公室長
 総務部長
 企画部長
 農林水産部長
 商工労働部長
 文化観光スポーツ部長
 土木建築部長
 教育長

【体制】

(主) 土木建築部参事
 (首里城復興担当)
 (副) 首里城復興課長
平和・地域外交推進課長
 その他関係各課
 庶務：首里城復興課



※組織改編による改正

本部会議設置要綱

首里城復興推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「首里城復興基本方針」(令和2年4月23日沖縄県策定)に基づき、首里城の復旧・復興に向けた積極的な取り組みを全庁的に進めるため、首里城復興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において副本部長が職務を代理する順序は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木建築部に関する事項を担当する副知事

(2) 前号に掲げる副知事以外の副知事

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 本部長は、推進本部の事務を実施するため、ワーキンググループ及び検討グループを置くことができる。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 首里城復旧・復興基本計画等の策定に関すること。

(2) 施策の方針決定及び情報共有に関すること。

(3) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

(推進本部会議)

第4条 推進本部は、施策の方針決定又は情報共有を行うため、推進本部会議(以下「本部会議」という。)を開催することができる。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催することができる。

4 本部長は、本部員のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、土木建築部首里城復興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

別表(第2条関係)

政策調整監

知事公室長

総務部長

企画部長

子ども生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長

教育長

ワーキンググループ設置要綱

首里城復興ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 首里城の復興に向けた諸課題及び対応を検討するため、首里城復興推進本部(以下「推進本部」という。)設置要綱第6条に基づき、「首里城復興ワーキンググループ(以下「復興WG」という。)」を設置する。

(事務)

第2条 復興WGは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 首里城復興に向けた諸課題の分析及び検討に関すること。
- (2) 首里城復興基本計画等の策定及び実施に関すること。
- (3) 推進本部への報告に関すること。
- (4) その他首里城復興に向けて必要な事項に関すること。

(リーダー及びサブリーダー)

第3条 復興WGに、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ土木建築部参事(首里城復興担当)及び首里城復興課長をもってあてる。

(組織)

第4条 復興WGに、業務の必要性に応じ、検討グループを置くことができるものとする。

(復興WG会議)

第5条 復興WGは、情報共有、対策方針の検討を行うため、復興WG会議(以下「WG会議」という。)を開催することができる。

- 2 WG会議は、リーダーが招集する。
- 3 WG会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めたメンバーで開催することができる。
- 4 リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 WG会議の庶務は、首里城復興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興WGの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

- この要綱は、令和元年11月7日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月14日から施行する。
- この要綱は、令和3年6月9日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

別表(第5条関係)WGリーダー及びメンバー

リーダー	土木建築部参事(首里城復興担当)
土木建築部	首里城復興課長(サブリーダー)、都市公園課長
知事公室	平和・地位外交推進課長
農林水産部	森林管理課長
商工労働部	ものづくり振興課長
文化観光スポーツ部	文化振興課長、観光振興課長
子ども生活福祉部	女性力・平和推進課長
教育庁	文化財課長

※WG会議は、上記のメンバーより、その都度リーダーが必要と認めたメンバーで開催することができる。

※リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

令和6年度 第1回 首里城復興推進本部会議

報告事項②

令和5年度における首里城復興への主な取組状況
及び寄附金活用の取組





基本施策	施策展開	主な担当部局
1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開	(1)伝統技術を活用した施設整備 (2)木材、瓦等の調達に向けた取組 (3)復元過程の公開による観光資源としての活用	土木建築部
2. 火災の原因究明及び防火設備・施設管理体制の強化	(1)再発防止に向けた防火設備等の強化 (2)安全性の高い施設管理体制の構築	土木建築部
3. 首里城公園のさらなる魅力の向上	(1)国営・県営区域の一体的利用 (2)多様で柔軟な施設の活用	土木建築部
4. 文化財等の保全、復元、収集	(1)首里城跡の適正な保全と価値の周知 (2)文化財等の復元、修復及び収集	文化観光スポーツ部 教育庁
5. 伝統技術の活用と継承	(1)伝統的な建築技術の活用と継承 (2)美術工芸における伝統技術の継承	商工労働部 土木建築部 文化観光スポーツ部 教育庁
6. 「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進	(1)歴史を体現できる風格ある都市空間の創出 (2)首里城公園及び周辺地域の段階的整備 (3)交通環境の整備	土木建築部
7. 歴史の継承と資産としての活用	(1)多様で魅力ある観光資源の活用 (2)平和を希求する「沖縄のこころ」の発信 (3)次世代を担う子どもたちへの継承	子ども生活福祉部 文化観光スポーツ部 商工労働部 教育庁
8. 琉球文化のルネサンス	(1)多様性・独自性を持つ琉球文化の再認識 (2)琉球文化の復興と新たな文化の創出 (3)国内外へ向けた琉球文化の発信 (4)琉球文化を活用した産業振興	文化観光スポーツ部 商工労働部 教育庁
復興基本計画の着実な推進	(1)関係機関との推進体制の構築 (2)国内外の学術ネットワークとの連携 (3)県民等の継続的な参加による復興 (4)効率的で効果的な復興の推進	土木建築部 関係各部等

策定の趣旨

「首里城復興基本計画」は、基本方針で示した主な施策について、具体的に取り組む際の方向性等を体系的に定め、首里城復興を計画的に推進することを目的としている。

また、県民はじめ多くの人びと、企業・団体等及び行政・大学・関係機関等が、復興基本計画を共有することで、20年、50年先などの未来を見据え、連携・協働して、首里城に象徴される沖縄の歴史・文化の価値を確実に次世代へ継承し、それぞれの時代にふさわしい新たな文化創出など沖縄発展の礎として首里城復興に一体的かつ継続的に取り組んでいく。

沖縄県に寄せられた寄附金額（令和6年3月末）

5,907,482,338円

（内訳）

令和元年11月～令和4年3月 **5,541,420,099円**

（首里城復興基金／首里城火災復旧・復興支援寄附金）

令和4年4月～令和6年3月末 **366,062,239円**

（首里城未来基金／首里城歴史文化継承寄附金）

焼失した首里城復元への活用を目的とした「首里城火災復旧・復興支援寄附金」は、令和4年度の正殿工事復元着工を節目とし、令和4年3月末で受付を終了しました。これまでの皆さまの温かいご支援、ご協力を心より感謝申し上げます。

お寄せ頂いた寄附金は、「首里城復興基金の活用に関する方針」に基づき、焼失した城郭内施設等の復元に引き続き活用させていただきます。活用状況は、マスコミ公開や県ホームページ等を通してご報告致します。

今後、県としては首里城に係る伝統的な建築等技術に係る人材育成、周辺の歴史まちづくり推進等、引き続き首里城復興に取り組んでまいります。これら施策の推進にあたり、令和4年4月以降は、新たに「首里城未来基金」を創設し、首里城への思いを持つ皆様との連携・協働の一環として、引き続きご寄付を募集し、県事業と一体的に取り組んでいきたいと考えています。今後とも首里城復興へのご支援・ご協力を何卒よろしくお願い致します。

沖縄県首里城復興基金への寄附金は、令和3年度末時点で約55億円が寄せられており、正殿の木材、瓦、屋外彫刻、室内装飾等に活用することが決定している。

沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針 第1・第2より

基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に活用する。

首里城正殿の復元まで
(第1フェーズ)

令和4年3月31日時点

※寄附金 総額
約55.4億円

活用に関する方針 第2より

(1) 正殿の木材調達に関する事業

- 大径材(柱・梁・桁などの軸組に使用)の一部
→令和2年9月 国と覚書締結 令和3年7月に国と調達範囲を協議済・調達開始
- 大径材を除く造作材(壁、天井、床などに使用)のうち県産材・化粧材
→令和3年7月 国と覚書締結 令和5年1月に国と調達範囲を協議済・調達開始

(2) 正殿の赤瓦調達に関する事業

- 令和2年12月 国と覚書締結 令和5年9月に国と調達範囲を協議済・作業開始

(3) 大龍柱等の石彫刻、唐破風妻飾等の木彫刻及び龍頭棟飾等の焼物など、
屋外彫刻の復元に関する事業

- 石彫刻(大龍柱等)・木彫刻(唐破風妻飾等)
→令和3年7月 国と覚書締結 令和5年1月に国と調達範囲を協議済・作業開始
- 焼物(龍頭棟飾等)
→令和3年7月 国と覚書締結 令和5年1月に国と調達範囲を協議済・作業開始

(4) 扁額などの室内装飾の復元に関する事業

- 扁額 →令和3年3月 国と設置同意 令和3年度 事業開始 令和4年度 試作開始
- 扁額以外 →令和3年7月 国と覚書締結 令和5年1月に国と協議済・作業開始

正殿復元後
(第2フェーズ)

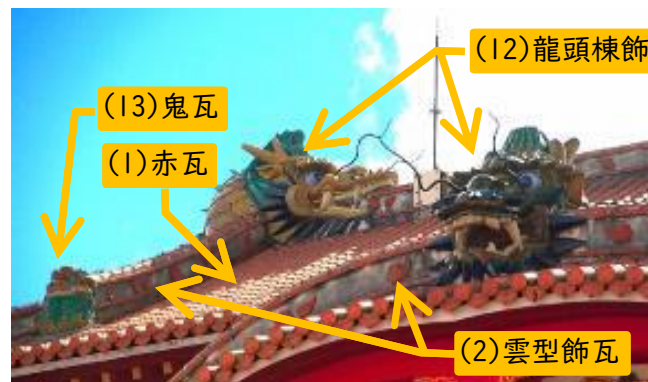
(5)～中略～北殿及び南殿
等の復元に関する事業

基本施策1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開 (2) 木材、瓦等の調達に向けた取組 首里城復興基金事業の活用箇所

部位		種類	名称	搬入			
木材	-	大径材	柱材(国産ヒノキ) 向拝柱材(イヌマキ) 小屋丸太梁材(県産)	R3-4			
	-	大径材以外	角材(化粧材・県産材) 板材(壁・天井・床等)	R5-6	監修会議 各分野↓		
赤瓦	(1)	赤瓦	瓦[正殿 約60,000枚] [金型・機材・環境整備]	R6	【瓦類 WG】		
	(2)	瓦類	雲型飾瓦[約280個] (くもがたかざりがわら)	R6			
屋外彫刻	(4)	石彫刻	大龍柱/台石	R8	【彫刻 WG】		
	(5)	〃	小龍柱	R6			
	(6)	〃	石高欄/持送石 (いしこうらん)	R6			
	(7)	〃	礎石[105個] 礎盤[4箇所×3段]	R5			
	-	〃	石階段	R6			
	(8)	木彫刻	懸魚(げぎょ)	R6			
	(9)	〃	唐破風妻飾 (からはふつまかざり)	R6			
	(10)	〃	向拝 透欄間 (こうはい すかしらんま)	R6			
	(11)	〃	向拝 奥の彫刻物 (こうはい)	R6			
	(12)	焼物	龍頭棟飾[3個+胴体] (りゅうとうおなかがざり)	R6		【焼物 WG】	
	(13)	〃	鬼瓦[4個] (おにがわら)	R6			
	(14)	瓦類	磚[約1,500枚] (せん)	R7-8		【瓦類 WG】	
	室内装飾	(3)	漆芸	扁額[3点](へんがく) [共同作業場]		R8-	首里城扁額 製作検討委員会
		(15)	垂飾	1階 御差床垂飾(瓔珞) (うさすかたれかざり)		R8	【染織 WG】
(16)		造作・彩色	1階・2階 台御差床 (だいうさすか)	R6	【彫刻 WG】		
(17)		造作・彩色	2階 御差床 (うさすか)	R6			

【首里城復興基金事業の対象選定の考え方】

- ・寄附者(来訪者)の目につきやすい「象徴部」
- ・県内に畜積・継承されている伝統技術の活用に資するよう、県産材または県内職人が関わる箇所



県で製作し首里城内で国へ引渡し(彩色や設置等の現場作業を含まない)

基本施策1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開 (2) 木材、瓦等の調達に向けた取組 県調達物(首里城復興基金事業)の試作・原型などの検討・作業状況

■小龍柱の石膏原型での造形検討



■大龍柱の粗彫り作業



■唐破風妻飾の粘土原型での造形検討



■向拝奥の彫刻物の粘土原型での造形検討



■龍頭棟飾(大棟)の下地型での造形検討



■鬼瓦の石膏原型での造形検討



■赤瓦瓦当文様の3Dスキャンニングでの造形検討



■垂飾の火焰宝珠文・龍文・瑞雲文の「琉球古刺繍」などを用いた試作での検討状況



■赤瓦金型の県内での製造



基本施策1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開 (2) 木材、瓦等の調達に向けた取組 県調達物(首里城復興基金事業)の正殿への取付状況

■原寸場【小屋丸太梁材の製材・展示状況】



■素屋根見学エリア2階フロア【天井額木の設置前の展示状況】



■素屋根見学エリア3階フロア【上層軒廻りの建込み(化粧垂木、木負)】



■素屋根見学エリア3階フロア【小屋丸太梁材の県産(国頭村)オキナワウラジログシンの建込み】



■素屋根見学エリア1階フロア【県産(与那国町)の礎石・礎盤の据え付け】



基本施策1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開 (2) 木材、瓦等の調達に向けた取組 正殿2階「御書扁額」の原寸部分試作及び本製作

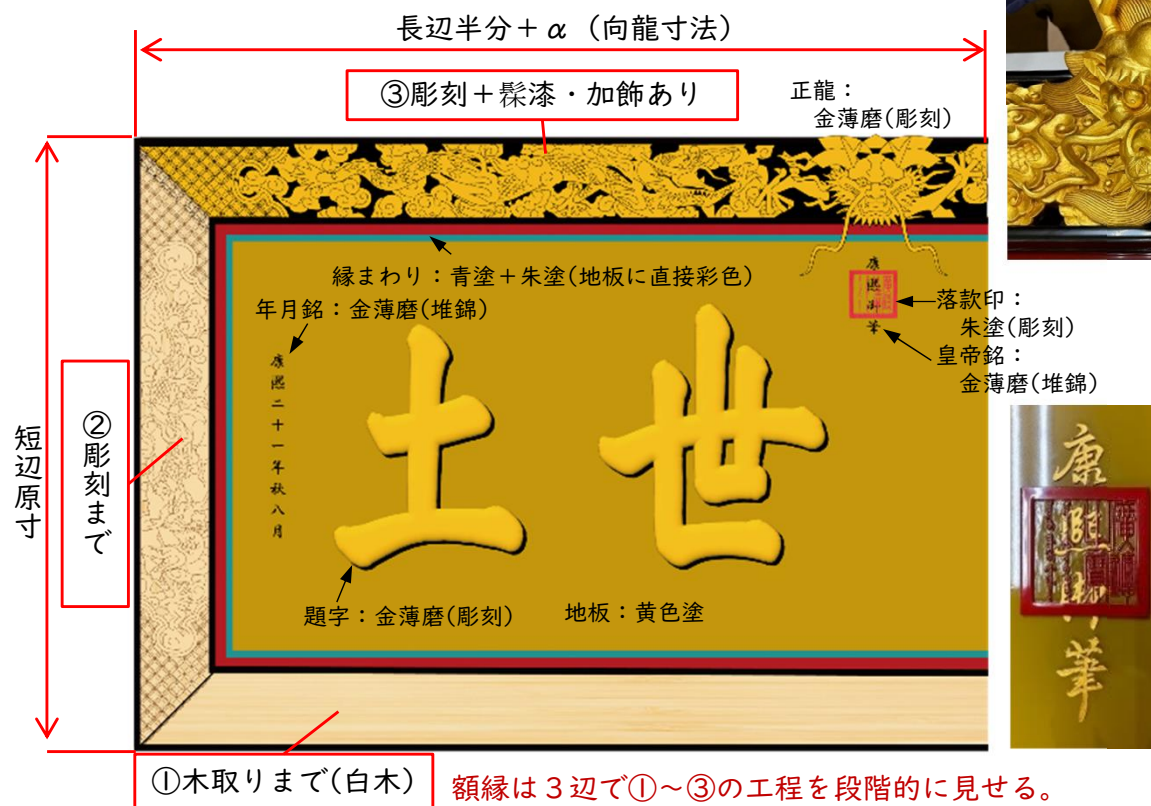
県では、首里城正殿の二階に掲げられていた御書扁額3枚の製作に向けて、令和3年度に首里城扁額製作検討委員会を設置し、仕様の検討や試作・本製作に取り組んでいる。

令和5年度の取組状況

- ・「中山世土」原寸部分試作を製作。
- ・令和5年12月「中山世土」本製作に着手。
令和8年の正殿完成に向けて製作を進める。



扁額「中山世土」完成イメージ



扁額「中山世土」原寸部分試作 写真

扁額「中山世土」原寸部分試作製作イメージ